

中京圏向けプロモーション業務委託仕様書

1 業務委託の目的

2024年の北陸新幹線「越前たけふ駅」開業並びに大河ドラマ「光る君へ」の放送に加え、国道417号冠山峠道路の開通などを契機として、本市の知名度やイメージの向上を図るため、中京圏においてテレビ番組等を活用し、食や文化、伝統工芸、自然等の魅力や価値などの観光情報を発信することを目的とする。

2 業務の期間

契約締結の翌日から令和7年3月21日まで

3 業務内容

テレビ番組制作を中心とした各種メディアへの露出獲得のための業務を基本とし、本市の魅力や価値を有効な手段を用いて発信する企画を策定・実施することを業務とする。

主な対象者は中京圏在住者で、移動手段としては自動車を利用しうる者とし、社会的背景なども踏まえ、効果的な情報発信を提案・実施すること。

(1) テレビ番組の制作

①番組内容

本市の食や文化、伝統工芸、自然等の魅力や価値が伝わる内容であり、道の駅越前たけふに関する情報を組み込むこと。

②ターゲット

自動車を移動手段とした中京圏在住者

③番組時間・本数

番組放送時間は5分以上の番組とし、1本以上の番組を制作すること。

④制作日程

番組の制作日程や放送時期については、観光客増加に最大限効果を発揮するものとする。また、制作した番組について、事前に委託者の確認を受け、修正がある場合は速やかにこれを修正するものとする。

(2) その他メディア等を活用したプロモーション

本市の認知度及び知名度向上に特に有効と考えられるPR方法(雑誌、パブリシティ、SNS活用等)において、プロモーション企画を1企画以上実施すること。

ただし、実施するPR方法は、委託者と協議の上決定すること。

4 事務管理業務

(1) 実施体制

本業務委託における統括責任者及びメイン担当者を明確化し、業務全般の活動を一元化すること。

(2) 事業計画書の作成

契約締結後速やかに、業務内容及び事業スケジュール等を示した実施計画書（任意様式）を作成し、提出すること。ただし、社会情勢に応じて、委託者と協議し、適宜スケジュールを見直し、最善の事業実施が行えるようにすること。

(3) 業務完了報告書の提出

業務完了後、業務完了報告書（任意様式）を速やかに提出すること。ただし、番組等の映像や音声は随時データ等にて、また、記事掲載等は印刷物にて提出すること。

5 成果物

露出した映像・記事について、次のとおり提出すること。

- ・映像はDVDに格納し、2枚を納品すること。
- ・記事は掲載誌原本、及び掲載箇所の複写（1枚）を納品すること。

6 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、業務の全部又はその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ業務の一部分の第三者への委託又は請け負いについて委託者から書面により承認を得た場合は、これを行うことができる。

(2) 業務の履行に関する措置

委託者は、本業務（一部を再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。

受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に委託者に書面で報告しなければならない。

(3) 委託料の支払

業務完了後、請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(4) 成果品の利用及び著作権

- ① 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格后、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- ② 受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- ③ 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令の規定を遵守しなければならない。

(7) 著作権及び肖像権の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で映像、写真、イラスト等を使用する場合は、著作権及び肖像権に抵触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

7 その他

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の協議によるものとする。